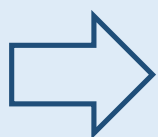


原子力損害賠償紛争解決（ADR）センター への申立ても御検討ください！

原発事故による損害賠償で、
「東京電力から示された金額では納得できない。」
「東京電力から賠償されない。」などお困りの方



**中立・公正な公的機関
「紛争解決（ADR）センター」
が無料で仲介します。**

1. 弁護士資格を有する仲介委員が中立・公正な立場から和解仲介を担当します。
2. 裁判よりも手続きが簡便で、御本人おひとりでも申立てができます。
(電話などで事情をお伺いします。)
3. 仲介費用は**無料**です。(ただし、送料などの実費は発生します。)
4. 中間指針(賠償について国に設置された審査会が定める一般的な指針)に明記されなかったものについても、個別の事情に応じて和解案を提示しています。

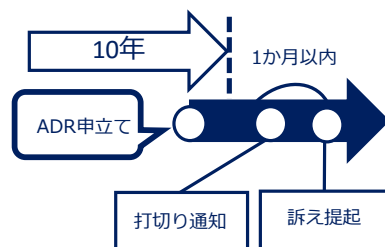
実績

8割以上(約1万9700件)で**和解成立**

(令和元年12月までに終了した約2万4600件中の速報値)

ADRを申し立てると、、、

- 和解成立
- 和解が成立せず、打ち切りになった場合でも、打ち切り通知を受けた日から1か月以内に裁判所に訴えを提起すれば、時効にかかりません！



お問合せ先 ADRセンター

0120-377-155 (平日10:00~17:00)

*ホームページはこちら(申立書式・和解事例もあります) →



※政府関係機関では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構や日本司法支援センター(法テラス)において、無料で弁護士等による法律相談を行っていますので、活用をご検討下さい。(個別事案については、被害の種類や状況によって時効の起算点が異なる等、様々な論点があることから、専門家へのご相談をおすすめします。)